

2020（令和2）年4月10日

児童クラブ保護者 各位

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
放課後児童育成課長

放課後児童クラブへの通所自粛等の要請期間における利用について

日頃より当財団の児童クラブの運営にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

藤沢市より別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの開所及び通所自粛要請について」を受け、財団が運営する児童クラブの受入れについてお知らせいたします。

1. 放課後児童クラブへの通所自粛等の要請期間と開所時間について

期 間：4月13日（月）～4月30日（木）

開所時間：【平日】午後0時～18時（延長登録者は19時まで）

【土曜日】午前8時～18時（延長登録者は19時まで）

2. 児童クラブへ利用する場合の連絡について

藤沢市の別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの開所及び通所自粛要請について」で示されております「放課後児童クラブへの通所自粛等要請期間中の保育の対象者」に該当し、この期間に利用される方は次のように連絡をしてください。

なお、連絡がない場合は欠席と判断させていただきます。

・連絡方法

4月12日までに、みらぞうタッチのアンケート調査にて利用申請をしてください。

・みらぞうタッチが使えない方

利用する日と学校の居場所利用の有無を4月13日午前10時までに、電話またはFAXにて連絡してください。

3. 利用にあたって

感染症の予防及び、拡大防止の観点から次の対応をお願いします。

- ・毎日、検温と症状の有無を確認していただき、かぜ症状がある場合には自宅で休養することを徹底してください。
- ・お子様にマスクやそれに代わるものを持たせてください。児童クラブにあるものは児童がクラブでの活動中にかぜ症状を発症した際に使用するものです。マスク等はご家庭でご用意をお願いいたします。

（裏面に続く）

4. 学校の居場所からの下校について

4月13日（月）～20日（月）期間において、1年生は12時に学校へ指導員がお迎えに行きます。

5. その他

- ・入所料等につきましては別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの通所自粛に伴う入所料等の返金方法について」をご覧ください。
- ・児童クラブでは換気や決まった時間に検温、施設の消毒を行い感染予防に努めますが、児童同士を一定距離離す等の対応は出来かねますことをご理解いただけますようお願いいたします。
- ・状況により、同小学校区の児童クラブや隣接している児童クラブは合同で開所する場合があります。
- ・学校での給食提供をご利用される児童もクラブに戻り次第昼食をとります。必要に応じてお弁当を持たせてください。
- ・当日14時の時点で利用者がいなかった場合、閉所致します。
- ・今後の対応について、状況により変更が生じる場合には改めて保護者の皆様にお知らせいたします。

以上

問い合わせ

放課後児童育成課

Tel 0466-21-6709